

その他

「廃棄物処理制度の見直しの方角性(意見具申)」
(平成29年2月14日 中央環境審議会)
への対応状況

1. 意見具申抜粋

- ① - 排出事業者の責任において主体的に行うべき適正な処理事業者の選定や処理料金の確認・支払い等の根幹的業務が規制権限の及ばない第三者に委ねることにより、排出事業者としての意識が希薄化し、適正処理の確保に支障を来すことのないよう、都道府県、市町村、排出事業者等に対して周知を図るべきである。
- ② - 排出事業者に対し、不当に低い処理料金で委託した産業廃棄物が不適正処理された場合には、排出事業者が措置命令の対象となりえることや、建設廃棄物の排出事業者の一元化規定は、産業廃棄物の処理料金の支払いも排出事業者の責任の下で行うことを周知することを始め、不当に低い処理料金での委託の防止や処理料金支払い方法の適正化のための対策を講じるべきである。
- 排出事業者等に対して、排出事業者責任の具体的な内容や留意事項、取組事例等をパンフレット等で周知するといった取組が必要である。

2. 対応状況

- ① 排出事業者責任とその重要性及び規制権限の及ばない第三者のあっせん等による不適正処理のおそれについて、排出事業者及び廃棄物処理業者への周知徹底を図るため、「廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について（通知）」（H29.3.21 通知）を発出した。
- ② 「排出事業者責任に基づく措置に係る指導について」（H29.6.20 通知）において、排出事業者が果たすべき責務（適正な処理料金による委託や現地確認による処理状況の確認など）に関するチェックリストをまとめ、都道府県等における周知徹底等を要請した。

○背景

- 不適正処理事案が後を絶たない
 - 建設廃棄物の不適正処理事案 (平成28年1月判明)
 - 食品廃棄物の不適正転売事案 (平成28年1月判明)
- 中央環境審議会「食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項の改定について (答申)」 (平成28年9月)
- 中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性 (意見具申)」 (平成29年2月)

○主な内容

1. 排出事業者責任とその重要性について

排出事業者は、その廃棄物を適正に処理しなければならないという重要な責任を有しており、その責任は、その廃棄物の処理を他人に委託すれば終了するものではない。排出事業者責任に関する各規程の遵守を改めて認識する必要がある。

2. 規制権限の及ばない第三者について

排出事業者は、委託する処理業者を自らの責任で決定すべきものであり、処理委託内容の根幹的内容は、排出事業者と処理業者の間で決定するものである。これらの内容の決定を第三者に委ねることにより、排出事業者責任の重要性に対する認識や排出事業者と処理業者との直接の関係性が希薄になり、不適正処理につながるおそれがある。

**排出事業者の責任が極めて重いことを、都道府県、市町村だけでなく、
排出事業者、廃棄物処理業者にも周知**

(参考) 排出事業者向けチェックリスト(H29.6.20 通知)

○目的

- ・汚染者負担の原則により、廃棄物処理法上、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自ら適正に処理する責任を有している（**排出事業者責任**）。
- ・処理業者に処理を委託した場合であっても、排出事業者には処理責任がある。この場合、廃棄物処理市場の特性から、価格が少しでも安い処理業者に委託をする動機付けが働きやすい。しかし、**適正な処理には、相応の費用**がかかる。
- ・不適正な処理を行う処理業者に委託していたことが明らかになれば、コンプライアンスを十分に果たしていない事業者として**社会的な評価を落としかねないリスクを十分に認識する必要**がある。
- ・そこで、産業廃棄物の排出事業者には、排出事業者責任に基づく必要な措置の適正な実施に取り組んで頂く必要があることから、廃棄物処理法の下で講ずべき措置を整理する。

時点	チェック内容
排出時	・ 廃棄物該当性 ・ 廃棄物の分別（産廃か一廃か、産業廃棄物の種類 など） など
保管	・ 保管基準の遵守（囲いや掲示板の設置、飛散・流出・地下浸透等防止措置など）
委託処理 【廃棄物引渡し前】	・ 委託先の要件（許可の有無、優良認定の考慮） ・ 委託基準の遵守（適正な委託契約の内容、適正な対価、添付書面など）
【廃棄物引渡し時】	・ 紙マニフェストの適正な交付（交付状況や記載事項など） 又は 電子マニフェストの適正な登録
【廃棄物引渡し後】	・ 処理状況の確認（実地確認、情報確認など）
【処理終了時】	・ 紙マニフェスト又は電子マニフェストの適正な確認 （処理終了確認や記載事項など）
その他	・ 自己処理（施設許可、帳簿等） ・ 多量排出事業者（計画書や報告書） など 4

1. 意見具申抜粋

ア 情報提供

- 特に、危険・有害物質に関する関連法令で規制されている物質を含む廃棄物については、廃棄物の処理過程における事故の未然防止及び環境上適正な処理の確保の観点から、廃棄物情報データシート（WDS）において具体化されている項目を踏まえつつ、より具体的な情報提供を義務付けるべき。
- POPsを高濃度に含有する汚染物等、一連の処理過程において特別な管理を要する性状のものについては、特別管理廃棄物に新たに指定すべき。その他のPOPs廃棄物でも、POPsを含有する農薬や消火薬剤等、その対象が明確であるものについては、例えば「POPs含有産業廃棄物」と定義して、上乘せの処理基準を規定すべきである。

イ 処理基準等

- 太陽電池モジュールについては原則として管理型処分場で最終処分するべきである。加えてリサイクルを促進・円滑化するための制度的支援や必要に応じて義務的リサイクル制度の活用を検討すべき。

2. 対応状況

- 廃棄物処理制度における有害物質管理のあり方について、
 - 廃棄段階等における情報伝達のあり方について専門的な検討を進めているところ。
 - POPs廃棄物の適正処理を推進するための方策について、対象となる廃棄物やその処理基準等について専門的な検討を進めているところ。
- 使用済太陽光パネルについて、
 - 使用済太陽光発電設備については、本年9月の総務省勧告も踏まえ、有害物質に係る情報伝達や適正なリユース・リサイクル・処分のための施策のあり方について、自主的なリサイクルの実施状況や欧州の動向を調査しつつ、検討を進めている。

(参考) 太陽光発電設備の廃棄処分等に関する実態調査結果報告書 (平成29年9月総務省) 抄

環境省及び経済産業省は、今後の使用済パネルの排出増加も見据え、適正処理・リサイクルの確実な実施を図る観点から、速やかに次の措置を講ずる必要がある。

- ① 排出事業者を始めとする関係事業者が、使用済パネルに係る有害物質に関する情報を容易に確認・入手できるよう措置し、関係事業者に周知すること。
その上で、有害物質に関する情報について排出事業者から産業廃棄物処理業者への提供義務の明確化を図るとともに、埋立処分に当たっての適切な方法を具体的に明示し、周知すること。
- ② 製造業者を含む関係事業者による使用済パネルの回収・適正処理・リサイクルシステムの構築について、法制度の整備も含め、検討すること。

1. 意見具申抜粋

- 一部の産業廃棄物収集運搬業の許可申請書類及び許可申請書添付書類の様式や、産業廃棄物管理票交付等状況報告書についても、様式の統一を進め、当該様式について周知をしていくべき。

2. 対応状況

- ① 産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業に係る許可申請書等の添付書類の様式について、廃棄物処理法施行規則において新たに定めた（H29.4.28 公布・通知、10.1 施行）。
- ② 産業廃棄物管理票交付等状況報告書については、廃棄物処理法施行規則で定める様式の遵守等について、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書の統一等について（通知）」（H29.3.31 通知）を発出し、都道府県等に対し周知を行った。

The image shows two forms. The top form is titled '(第1部) 事業計画の概要' (Part 1: Overview of Business Plan) and contains a section for '1. 事業の全体計画 (変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)' (1. Overall business plan (When applying for a change permit, clearly indicate the changed parts)). The bottom form is titled '(第2部) 取り扱う産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物) の種類及び処理量等' (Part 2: Types and processing amounts of industrial waste (Special management industrial waste) to be handled) and contains a table with columns for '種類 (特別管理) 産業廃棄物の種類 (種別)' (Type (Special Management) Industrial Waste Type), '処理量 (t/月)' (Processing Amount (t/month)), '処理方法' (Processing Method), '今年度出稼開始の名称及び所在地' (Name and location of start of operation this year), and '今年度開始以降の発生量及び処理量 (発生量も名称及び所在地)' (Quantity and processing amount after start of operation this year (Quantity and location of occurrence)). Below this table is a section for '備考 (取り扱う (特別管理) 産業廃棄物の種類ごとに記載すること。)' (Remarks (Specify by type of industrial waste to be handled (Special management))). To the right of the main table is another table with columns for '最大稼働量 (t/日)' (Maximum operating amount (t/day)), '所在地又は貯蔵所' (Location or storage), and '備考' (Remarks). At the bottom right, there is a small table with columns for '産業廃棄物の名称' (Name of industrial waste), '用途' (Use), '数量' (Quantity), and '備考' (Remarks).

対応状況

その他、6月26日に開催した全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議において、以下の運用を要請した。

- **電子化の推進**に向けた産業廃棄物行政情報システムの運用について、事業者等の情報のうち、少なくとも環境省ホームページで公開される事項については確実に登録を行うとともに、常に最新の状態で更新されたいこと。また、行政処分を実施した場合においても同システムへ遅滞なく登録するなど、同システムを適切に活用されたいこと。
- **再生利用指定制度の更なる活用**について、特に建設汚泥については、廃棄物処理法施行規則第9条第2号及び第10条の3第2号に基づく再生利用指定制度を活用した適正な再生利用の促進を期待しているところ、平成18年7月4日付け「建設汚泥の再生利用指定制度の運用における考え方について」（環廃産060704001号）で示した考え方を踏まえ、当該指定制度の積極的な運用に努められたいこと。
- **許可申請等の負担軽減や合理化**のうち、電子申請の推進について、国においては、広域認定制度や再生利用認定制度など、可能なものから電子化等による手続の合理化を進める方針としており、各都道府県・政令市においても、申請者において効率的で効果的な対応が可能な手続から段階的に電子化申請化を進められたいこと。
- **地方自治体の運用**のうち、条例等による独自規制について、廃棄物処理法の趣旨・目的に反し、同法に定められた規制を超える要綱等による運用については、必要な見直しを行うことにより適切に対応されたいこと。
等